

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会 資料

資料A-4 (諮問関係資料)

R 3-16号案件

「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」

番号	資料名	頁数
1	諮問第157号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」の審議計画	1
2	報告事項	3~24
3	地方公共団体における条例の改廃及び届出について	25~29
4	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備についての答申（骨子案）	31~38
5	個人情報保護条例の見直しスケジュール案	39

令和4年7月11日
情報公開・個人情報保護審議会事務局

諮問第157号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備について」の審議計画

第81回第1部会（5月23日） 審議済み

- 1 暗問当局による論点全体の提示
- 2 法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方
- 3 個別論点
 - (1) 新制度の個人情報ファイル簿への対応
 - (2) 開示決定等の期限及び手数料
 - (3) 情報公開条例との整合

第82回第1部会（6月20日） 審議済み

- 3 個別論点
 - (4) 行政機関等匿名加工情報
 - (5) 新制度の下での審議会の機能
 - (6) 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - (7) その他の論点

第83回第1部会（7月11日） 本日審議予定

- 4 報告事項
 - (1) 第2部会での審議内容（情報公開条例との整合）
 - (2) 法技術的な課題に係る国の個人情報保護委員会の見解
 - (3) 地方公共団体における条例の改廃及び届出
 - (4) 答申案の検討状況

第83回第1部会（8月　日）

- 5 答申案（部会審査）

全体会（8月）

- 6 答申案

令和4年7月11日
情報公開・個人情報保護審議会事務局
総務部法務文書課

4 報告事項

(1) 第2部会の審議内容

情報公開条例との整合性の確保等のため条例で定める情報の検討について

〔論点〕

- 行政機関等匿名加工情報が現行の情報公開条例での公開対象となるかどうか。仮に対象となる場合、非公開情報として追加するべきかどうか。

〔背景・事情〕

- 国の行政機関の情報公開を定める「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」には、次のような規定が設けられた。国が示す情報公開条例の改正例にも同様の例示がある。

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 略

一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除了同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

二～六 略

〔当局説明〕

- 匿名加工情報は、「特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの」であるために、情報公開条例第6条各号に該当する情報との理解は難しいのではないかと考える。
- 一方で、行政等匿名加工情報を情報公開制度で公開してしまうと、個人情報保護制度上は、募集・提案・加工を経て、加えて各段階で手数料の負担を負った提案者へ交付される行政等匿名加工情報が、誰でも無料で閲覧でき、また、低廉な費用負担で交付を受けられることとなる。
- よって、個人情報保護制度を維持する観点から、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」と同様の非公開情報の規定が必要と考える。

〔第2部会での議論〕

- 「行政機関等匿名加工情報」を非公開情報とすることは適当である。
- 一方で、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(及び個人情報保護委員会が示した関係条例の条文イメージ)において、「行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号」についても、非公開情報としている点については、次のとおり、疑義がある。
 - ・これらの情報が情報公開条例での個人情報に当たるのであれば、あえて非公開情報に加えることなく、現行の規定の範囲で非公開情報とすることができますのではないか。
 - ・一方で、「記述等」には、情報公開条例での個人情報の定義よりも広い情報を含んでいるようにも思われ、なぜそのような情報を非公開情報としなければならないかが判然としない。
 - ・「記述等」が情報公開条例での個人情報の定義よりも広い範囲の情報を含んでいるのであれば、当該情報を含む公文書に対し公開請求を行った場合には、従来であれば公開された情報が本件改正後には公開されない（公開範囲が縮小する）といったことも考えられる。
- については、国（個人情報保護委員会）において「記述等」の具体的な事例を検討したのではないかと思われるから、国に対して情報提供を求めてから、改めて議論したい。

〔個人情報保護委員会の回答〕

行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を不開示情報としているのは、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるためです。

想定しているものとしてご紹介できる具体例はありません。

〔第2部会での審議結果〕

- 個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないところ、「記述等」の取扱いについては、「行政機関等匿名加工情報」という個人情報を利用目的外に広く活用するという制度への県民の不安への配慮を十分に考慮するとすれば、法と同程度の保護の必要性は認められる。
- よって、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」と同様の非公開情報の規定を設けることが適当である。

(参考)

〔個人情報保護法での取扱い〕

○「行政機関等匿名加工情報」

次の場合を除いて、提供できない（法第109条第2項）。

・法令（条例を除く。）に基づく場合

・保有個人情報を利用目的のために第三者へ提供できる場合で、行政機関等匿名加工情報をその第三者へ提供するとき。

○「削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）」

法令に基づく場合を除いて、自ら利用し、又は提供できない（法第109条第3項）

○「行政機関等匿名加工情報」、「削除情報（保有個人情報に該当するものに限るとの制限なし）」及び「加工の方法に関する情報」（以下「行政機関等匿名加工情報等」という。）

漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（法第121条第2項）。

※個人情報保護委員会規則で定める基準

・行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱う。

・行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずる 等

〔加工基準〕（個人情報保護委員会規則第34条）

参考：平成29年個人情報保護委員会事務局資料

- ①特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
 - ②個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
 - ③個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
 - ④特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
 - ⑤上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること
- ⑥の考え方（「個人情報保護法ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」）
匿名加工情報を制作する際には、規則第34条第1号から第4号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報データベース等の性質によっては、規則第34条第1号から第4号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、別表2（匿名加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報データベース等の性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報データベース等の性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、購買履歴、位置に関する情報などを含む個人情報データベース等において反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

(2) 法技術的な課題に係る国の個人情報保護委員会の見解

ア 総則関係

実施機関等、事業者及び県民の責務の取扱い
(条例第3条、条例第4条、条例第5条)

〔関係条文〕

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関等は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

〔個人情報保護委員会の見解〕

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の目的や規範に反するところなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられません。

のことから、貴県条例の第3条及び第5条の理念規定について、同旨の規定を法施行条例に置くことはただちに妨げられるものではありませんが、実施機関等における個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えたたり、県民の権利義務に実体的な影響を与えることはできませんので、運用面も含めてご留意ください。

第4条については、県の施策に協力することを義務付けるものであり、事業者の権利義務に実体的な影響を与えるため、同旨の規定を法施行条例に置くことは許容されません。

[当局説明]

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえると、「事業者の責務」(第4条)は、「事業者が取り扱う個人情報の保護」(前回審議3(6))の事務を廃止することとの整合で削除が適当と考える。

一方で、「実施機関等の責務」(第3条)は、「条例の目的」ではなく「法の目的」となることなど字句の検討は必要ながら、新制度においても個人情報の保護に関し必要な措置を講ずべきであることに変わりがないことを踏まえると、引き続き、同様の内容を規定できるものと考える。

「県民の責務」(第5条)は、新制度においても個人情報の保護に関し県民の適正な管理等が望ましいことには違いがなく、そのような理念を規定する限りにおいて、引き続き、同様の内容を規定できるものと考える。

イ 実施機関等が取り扱う個人情報の保護

(7) 個人情報の取扱い

個人情報を取り扱う事務を実施機関等以外のものに行わせようとする場合の講すべき安全確保の措置の取扱い（条例第12条）

〔関係条文〕

（委託等に伴う安全確保の措置等）

- 第12条 実施機関等は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を実施機関等以外のものに行わせようとするときは、契約等により、当該実施機関等以外のものが講すべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。
- 2 個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を行う実施機関等以外のもの（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、前項の安全確保の措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関することのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

〔個人情報保護委員会の見解〕

委託先が個人情報取扱事業者である場合、安全管理措置義務については法第23条が適用されますが、行政機関等から委託を受けた業務については、法第66条第2項第1号において準用する同条第1項の安全管理措置義務が適用されます。また、行政機関等が講るべき安全管理措置について、個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項を盛り込んだ上で、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが求められます。さらに、従事者の義務については法第67条が適用されます。

法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし許容されません。

ご質問の条文については、法において規定する安全管理措置について重複して規定していると考えられるため、同旨の規定を法施行条例に置くことは許容されません。

〔当局説明〕

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえ、削除が適当と考える。

○個人情報保護法

(安全管理措置)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）・公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(イ) 個人情報の開示・個人情報の訂正・個人情報の利用停止

時の経過等による不開示理由消滅の明示の取扱い(条例第20条第3項後段)

〔関係条文〕

(開示請求に対する措置)

- 第20条 実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の収集目的及び開示の実施に関し実施機関等の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第4項第2号又は第3号に該当する場合における当該収集目的については、この限りでない。
- 2 実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関等は、第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は不開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

〔個人情報保護委員会の見解〕

法第108条は、開示、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができるとしています。

ご質問の規定は開示の手続きに関する事項に含まれるため、法施行条例において同旨の規定を設けることは妨げられません。

〔当局説明〕

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえ、「現制度での県民の手続き、制度利用にあたっての負担等と比べて、新しい制度において手続きが著しく異なったり、負担が増加したりしないよう、十分に配慮すべき」との第81回第1部会審議で御議論いただいた法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方によらし、引き続き、同様の内容を規定すべきと考える。

○個人情報保護法

第五款 条例との関係

第一百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五章 行政機関等の義務等

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示（第七十六条—第八十九条）

第二款 訂正（第九十条—第九十七条）

第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）

第四款 審査請求（第一百四条—第一百七条）

第五款 条例との関係（第一百八条）

不開示決定等とみなす規定の取扱い

(条例第21条第3項、条例第32条第3項、条例第40条第3項、条例第41条第3項)

〔関係条文〕

(開示決定等の期限)

- 第21条 開示決定及び不開示決定（以下これらを「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から60日（第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。次条において同じ。）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関等が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限)

- 第32条 訂正決定及び不訂正決定（以下これらを「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があつた日から60日（第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関等が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

(利用停止決定等の期限)

第40条 利用停止決定及び利用不停止決定（以下これらを「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止請求があった日から60日（第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関等が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

(利用停止決定等の期限の特例)

第41条 実施機関等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 利用停止請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号の期限までに、実施機関等が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

〔個人情報保護委員会の見解〕

行政機関の長等は、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他政令で定める事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければならないことが規定されており（法第82条第1項及び第2項）、訂正請求及び利用停止請求についても同旨の規定が置かれています（法第93条及び第101条）。お問い合わせの不開示決定等とみなす規定（貴県条例第21条第3項ほか）は、行政機関の長等に対し、開示請求、訂正請求及び利用停止請求についての措置を求める法の趣旨に反することとなるため、許容されません。

なお、開示等の請求を行った者は、当該請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができます（行政不服審査法第3条）。

〔当局説明〕

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえ、削除が適当と考える。

○個人情報保護法

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求に対する措置)

第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

○行政不服審査法

(不作為についての審査請求)

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

事案移送の開示請求者への意見聴取義務規定の取扱い
(条例第23条第1項後段)

〔関係条文〕

(事案の移送)

- 第23条 実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等の記録を除く。）が他の実施機関等から提供されたものであるとき、その他他の実施機関等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関等と協議の上、当該他の実施機関等に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をしようとする実施機関等は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴かなければならぬ。
- 2 前項の規定により事案を移送した実施機関等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関等が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関等がしたものとみなす。
 - 4 前項の場合において、移送を受けた実施機関等が開示決定をしたときは、当該実施機関等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

〔個人情報保護委員会の見解〕

ご質問の規定は開示の手続きに関する事項に含まれるため、法施行条例において同旨の規定を設けることは妨げられません。

〔当局説明〕

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえ、「現制度での県民の手続き、制度利用にあたっての負担等と比べて、新しい制度において手続きが著しく異なったり、負担が増加したりしないよう、十分に配慮すべき」との第81回第1部会審議で御議論いただいた法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方によらし、引き続き、同様の内容を規定すべきと考える。

開示を受ける者の本人確認のための書類提示の取扱い（条例第25条第3項）

〔関係条文〕

（開示の実施）

- 第25条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関等の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関等は、当該保有個人情報が記録されている文書、図画又は写真の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 実施機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
 - 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関等に対し、自己が当該保有個人情報に係る開示決定を受けた者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関等の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関等に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関等の規則で定める事項を申し出なければならない。
 - 5 前項の規定による申出は、第20条第1項の規定による通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

〔個人情報保護委員会の見解〕

法第108条の趣旨から、なりすましの防止等、厳格な本人確認を行うべき必要が真にある場合について、開示の実施に係る本人確認について、法施行条例で規定することは許容されますが、法に基づく開示請求権を実質的に制限することとならないようにご留意ください。

〔当局説明〕

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえ、また、現行条例の運用においても、開示請求権を実質的に制限することとはなっていないところ、法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方によらし、引き続き、同様の内容を規定すべきと考える。

簡易な開示の取扱い
(条例第26条)

〔関係条文〕

(簡易な開示)

第26条 実施機関等があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。

- 2 前項の規定により、口頭による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関等に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示しなければならない。
- 3 実施機関等は、第1項の規定による開示請求があったときは、第20条から第24条までの規定にかかわらず、直ちに、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示の方法は、前条の規定にかかわらず、実施機関等が定める方法によるものとする。

〔個人情報保護委員会の見解〕

保有個人情報の開示請求制度は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため書面の提出による請求を求めていため、口頭による開示請求を可能とする条例の制定は許容されません。

他方、口頭により保有個人情報の提供を求められた場合については、当該提供を求められている保有個人情報を提供することが利用目的の範囲内である場合のほか、法令に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第69条第2項の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能です。この場合において、当該提供依頼への対応に関して、法第69条に反しない範囲で、各地方公共団体の判断で運用に係るルールを定めて運用することは制限されません。また、同趣旨の制度を法施行条例において規定することも妨げられません。

ご質問の条文は、口頭による開示請求を認める趣旨であるため、同旨の規定を法施行条例に置くことは許容されません。

[当局説明]

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえ、開示請求権の行使としての規定は、削除が適当と考える。

なお、法第69条第2項に基づき、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能とのことであり、当該提供依頼への対応に関して、法第69条に反しない範囲で、各地方公共団体の判断で運用に係るルールを定めて運用することも制限されず、同趣旨の制度を法施行条例において規定することも妨げられないとのことであるので、法第69条第2項に基づく情報提供の運用として、条例、又は要綱等で規律を定め、可能な限り、現行と同様の運用を図りたい。

ウ 審査請求

諮詢への弁明書の写しの添付の取扱い（条例第42条第2項）

〔関係条文〕

（審議会への諮詢）

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関等は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、あらかじめ、審議会に諮詢しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の規定による諮詢は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

〔個人情報保護委員会の見解〕

法において、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として定められた審査会に対する提出書類について定めている規定はありませんが、各自治体のご判断において、法第108条に基づき条例において審査会への提出書類を定めることは許容されます。なお、地方公共団体の機関に対する開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第3項は適用しないとされているところ、同法第29条第2項の適用については、法第106条第2項により読み替え規定が置かれています。

〔当局説明〕

上記個人情報保護委員会の見解を踏まえ、法改正を踏まえた条例改正への基本的な考え方によらし、同様の内容を規定すべきと考える。

○行政不服審査法

(弁明書の提出)

第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

- 2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
 - 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
- 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
 - 一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書
 - 二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書
- 5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

第二節 地方公共団体に置かれる機関

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととができる。
- 3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に關し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。

○個人情報保護法

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

略	略	略
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
略	略	略

地方公共団体における条例の改廃及び届出について

① 地方公共団体における条例の改廃

令和3年改正法の施行後は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるため、(基本的には法の規定が直接地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されることになるため)既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおりとされている。

【条例に規定されることが想定されるもの】

- ・本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

- ・「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- ・開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ・開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・令和3年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定

- ・目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・開示請求等の手続について令和3年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

なお、法は、委員会が、地方公共団体の求めに応じ、必要な情報提供や技術的助言を行うことを法律上の責務として規定（法第166条）しており、条例案の策定過程において、地方公共団体から法の解釈等について、委員会に対して必要な情報の提供を求めるることは想定される。

また、委員会は、法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が条例に基づき行う個人情報等の取扱いであっても、法第5章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。

② 地方公共団体による必要な情報等の提供の求め

地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる（法第166条第1項）。

地方公共団体においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましいとされている。

法第166条

- 1 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。
- 2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

③ 条例の届出について

地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならないとされている（法第 167 条）。

なお、当該届出の対象となる条例の範囲としては、法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が対象となるが、届出が必要な条例か否かは、当該条例の名称等の形式的事項ではなく、当該条例の各規定について、法の趣旨・目的に照らして実質的に判断する必要がある。

法第 167 条

- 1 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

(届出様式)

未施行（令和5年4月1日施行）

別記様式第十五（第七十条関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律第167条第1項、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第8条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

個人情報保護委員会 殿

届出団体名

代表者名

1. 団体の概要

団体区分	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 一部事務組合等
都道府県名	
市区町村名	
担当部署	
担当者	
連絡先	
メールアドレス	

2. 届出内容

届出区分	1. 制定 2. 改正 3. 廃止	
条例名		
公布年月日	年　月　日	
施行年月日	年　月　日	
根拠規定	個人情報該当条項	条例該当条項
条例要配慮個人情報	第60条第5項	
個人情報取扱事務登録簿等	第75条第5項	

未施行（令和5年4月1日施行）

不開示情報	第78条第2項	
開示請求手数料	第89条第2項	
行政不服審査法 第4条特例	第107条第2項	
開示請求等の手 続	第108条	
行政機関等匿名 加工情報の利用 契約締結手数料	第119条第3項	
作成された行政 機関等匿名加工 情報の利用契約 締結手数料	第119条第4項	
審議会等	第129条	
その他	上記以外	

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で埋むこと。
3. 1. の「團体区分」が「1. 都道府県」に該当する場合には、1. の「市区町村名」は記載しないこと。
4. 1. の「連絡先」には、代表電話番号ではなく、当該担当者の直通電話番号を記載すること。
5. 2. の「条例該当条項」には、「個情法該当条項」に記載する個人情報の保護に関する法律の規定に基づいて規定した条例の該当する条項を記載すること。また、条例の規定が「個情法該当条項」に記載する個別の規定に基づかない場合には、「その他」の欄に記載すること。
6. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

個人情報の保護に関する法律の改正
に伴う条例等の整備についての答申

(骨子案)

令和4年月日

兵庫県情報公開・個人情報保護審議会

1 はじめに

今般、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）に統合されました。

令和5年4月以降、地方公共団体についても、個人情報保護法に基づき、全国的な共通ルールが直接適用されることとなります。

全国の地方公共団体には、法に委任された事項と法の執行に係る事務手続きを条例で規定することが求められており、当審議会は、令和4年3月11日に、知事から「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例等の整備」について質問を受けました。

本県の個人情報保護制度は、平成9年に個人情報の保護に関する条例を施行して以来、25年間にわたって運用され、県民に広く定着しています。その間、全国的な個人情報保護制度の状況についても、国も含め、ほぼ同じ期間にわたって運用され、係争に際しての司法の判断にも一定の累積が見られ、個人情報の開示、訂正、利用停止等個人情報保護制度の主要な部分においては、国と地方の制度の運用に大きな乖離はなくなってきたところです。

このたびの法の制定により、これまでの県独自の個人情報保護制度が見直されることはやむを得ないところですが、県における法の施行に伴う条例等の整備にあたっては、現在の個人情報保護制度が県民に広く定着している事情を踏まえ、現制度での県民の手続き、制度利用にあたっての負担等と比べて、新しい制度において手続きが著しく異なったり、負担が増加したりしないよう、十分に配慮すべきであるとの考え方を基本として、本答申をとりまとめました。

県におかれでは、本答申を踏まえて、適切に条例の整備に取り組まれ、個人情報保護制度の適正な運営に努められますことを期待します。

2 検討すべき事項

(1) 新制度の個人情報ファイル簿への対応について

「個人情報ファイル簿」の作成に伴い、既存の「個人情報取扱事務登録簿」は、廃止することが適当である。

「個人情報ファイル簿」の作成を求める本人数は、「個人情報取扱事務登録簿」と同様に特段の制限を設けないこととするのが適当である。

(2) 「条例要配慮個人情報」の要否について

新たに条例要配慮個人情報を定める必要性は見当たらないとするのが適当である。

(3) 開示決定の期限について

開示決定の期限は、現行と同じ15日以内とするのが適当である。

(4) 開示手数料の額について

手数料の額は、引き続き、無料が適当である。

写しの作成に要する費用実費については、引き続き、写しの交付を受ける者から徴収することが適当である。

(5) 情報公開条例との整合について

ア 個人情報保護条例での整合性の確保について

(ア) 任意提供情報について

個人情報保護法において非公開情報とされる「行政機関等の要請を受け、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(以下「任意提供情報」という。)については、個人情報保護制度においても非開示情報とすることが適當である。

(イ) 法令秘情報について

情報公開条例において非公開情報とされる「法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（中略）により、公にすることができない情報」(以下「法令秘情報」という。)については、個人情報保護制度においては非開示情報として定めないことが適當である。

(ウ) 警察官の氏名について

情報公開条例において非公開情報とされる「実施機関等の規則で定める警察官等の氏名」については、個人情報保護制度においては非開示情報として定めないことが適當である。

イ 情報公開条例での整合性の確保について

※第2部会で審議中

(6) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

国の行政機関に係る手数料と同額を標準とする適切な額を定めることが
適当である。

(7) 行政機関等匿名加工情報の募集への提案に係る審査について

個人情報の保護に関する重要事項を審議してきた情報公開・個人情報保護審議会に対し、提案に係る審査を諮問する仕組みを導入することが適当である。

(8) 事業者が取り扱う個人情報の保護について

ア 事業者の個人情報取扱指針、遵守事項及び指導・助言から勧告・公表までの制度の取扱いについて

事業者の個人情報取扱指針、遵守事項及び指導・助言から勧告・公表までの制度は、廃止することが適当である。

イ 事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理の取扱いについて

事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理の事務は、引き続き行なうことが適当である。

(9) 新制度の下での審議会の機能について

ア いわゆる「例外」答申に係る調査審議について

個人情報保護条例に係る「個人情報の収集の制限の例外」、「個人情報の利用及び提供の制限の例外」、「オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外」の調査審議は、廃止が適当である。

イ 事業者に対する措置等に係る調査審議について

個人情報保護条例に係る「事業者に対する個人情報取扱指針の作成」、「事業者に対する必要な措置をとるべきことの勧告」、「事業者に対する勧告に従わなかった旨の公表」の調査審議は、廃止が適当である。

ウ 審査請求に係る調査審議について

情報公開・個人情報保護審議会を行政不服審査法上の機関に位置付けることとして、引き続き、情報公開・個人情報保護審議会が審査請求に係る調査審議を実施することとするのが適当である。

エ 行政機関等匿名加工情報の提案審査に係る調査審議について

新たに「行政機関等匿名加工情報」の提案審査の調査審議を行うこととするが適当である。

オ 情報公開・個人情報保護審議会の委員の守秘義務について

個人情報保護法に規定のない情報公開・個人情報保護審議会の委員に係る守秘義務は、引き続き、個人情報保護条例と同様に課すこととするのが適当である。また、当該義務への違反に対する罰則も同様に科すこととするのが適当である。

(10) その他の論点

ア 実施機関等への苦情の処理について

実施機関等への苦情の処理は、引き続き、実施機関等が努めることとするのが適当である。

イ 運用状況の公表について

個人情報保護条例での運用状況と同様に、兵庫県における個人情報保護法の施行の状況を公表することとするのが適当である。

ウ 個人情報保護法に抵触しない手続き上の上乗せ措置について

この答申で示した事項のほか、県民への権利義務に関わる事項以外のものであって、もっぱら事務の手続きに係る事項のうち、現に個人情報保護条例で定めるものであって、個人情報保護法に抵触しないものについては、引き続き、個人情報保護条例と同様に行うこととするのが適当である。

個人情報保護条例の見直しスケジュール案

スケジュール案 (12月議会 上程を想定)

年月	R3 5月 19日	R4 3月	R4 4月 20日	R5 8月	R5 9月～10月	R5 11月	R5 12月	4月 1日
								改正法・新条例施行